* この調書は個人業者のみ提出

**別紙様式第４号**

財産に関する調書【記入例】

令和　　年１２月３１日現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 価　　　額 | 摘　　　要 |
| 資　　　産  　　現金・預金  　　有価証券  　　未収入金  　　貸付金  　　土地  　　建物  　　備品  　　権利  　　貸倒引当金  　　その他  　　　計（Ａ） | *千円*  *１０，０００*  *１０，０００*    *１５，０００*  *２０，０００*  *１２，０００*      *△*    *６７，０００* | 固定資産評価証明書を添付  貸付金を基礎財産とする場合は、貸付先一覧等（任意様式）を添付  ＊負債を引いて５000万円以上の純資産を証明できる範囲で公的な資料を添付する。  預貯金の残高証明書を添付  証券会社の取引残高報告書  を添付 |
| 負　　　債  　　借入金  　　未払金  　　前受金  　　その他  　　　計（Ｂ） | *１５，０００*  *１５，０００* | ・事業報告書の資金調達で借入がある場合には必ず記載のこと  ・親族等からの借入も算入すること |
| （Ａ）－（Ｂ） | *５２，０００* | 5000万円以上の純資産が必要 |

（記載上の注意）

１　この調書は、登録申請者が個人である場合にのみ、記入すること。

２　単位は、千円とすること。

３　資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあっては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。

４　有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記３にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

５　土地及び建物の価額については、上記３にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

６　貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

７　「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。